

長沼町児童館整備基本計画書

長沼町教育委員会

目 次

第1章 整備基本計画の策定に当たって	
1 基本的な考え方	2-3
2 基本的事項	3
3 現状と課題	3
第2章 施設のめざす姿	
1 基本コンセプト	4
2 基本的な考え方	4
3 基本方針	5
(1) 運営の基本方針	
(2) 施設設備の基本方針	
4 各ゾーンの区分と機能	6-8
(1) 各ゾーンの区分	
(2) 各ゾーンの機能	
5 長沼町児童館整備計画図	9-10
6 供用開始までのスケジュール	10
参考資料	11-12
(1) 長沼町の人口・出生数の推移	
(2) 児童人口の推移と推計	
(3) 各児童クラブ登録者数の推移	
(4) 児童館の種類	

第1章 整備基本計画の策定に当たって

1 基本的な考え方

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、地域の相互扶助機能の弱体化などにより子供を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会変化は、子供同士の交流機会の減少をもたらし、保護者の子育てに対する不安や悩み、孤立感による育児ストレスなどを招いています。

次代を担う子供たちが、心身共に健やかに、たくましく成長していくことは誰もが願っているところですが、そのためには、他人を思いやる心や感動する心、ふるさとの自然や生命を愛する心を育むことはもちろん、豊かな人間性や社会性を養うために、多世代との多様な交流の場や様々な体験や経験を提供する場の整備が欠かせません。子供と保護者が安心して気軽に仲間と交流し、安らぐことのできる場や仕組みづくりに取り組むことが急務となっています。

こうした中で、異年齢の子供たちが集う児童館は、子供の育ちに必要な「遊び」と「生活」を提供する最適な場といえます。

児童館は保護者同士が安心して気軽に交流できる場であるとともに、子供たちの体験活動を町民が支え、多世代の交流が図られる場となるなど、子育て支援の拠点、地域交流の拠点としての役割を持つことも期待されています。

昭和44年に建設された長沼町青少年会館は、青少年の健全育成と情操のかん養に資する場として町民に親しまれ、昭和61年4月には学童保育施設（長沼町ライラック児童会）を開設し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生を対象に定員30名で運営してきましたが、年々増加する学童保育児童に対応するため、平成13年4月には定員を60名に変更、平成14年4月からは名称を「中央長沼児童会」に変更し、子供たちの安心・安全な生活の場として多くの児童に利用されてきました。その後、老朽化や狭あい等による安全性が課題となり、平成25年度からは中央長沼会館に移動し開設したところですが、専有施設ではない（間借り）ことから、活動範囲が制限されるなど、放課後児童クラブ（学童保育）として思うような施設利用ができない状況となっています。そのため、長沼町では放課後児童クラブとしての機能を充実させ、子供たちにとって、安心・安全な生活の場として利用できる新たな児童館の整備が望まれてきました。

平成27年度策定の「長沼町子ども・子育て支援事業計画」では、「地域のなかであたたかく見守り 子どもを育てるまち ながぬま」をキーワードとして、児童館の整備が盛り込まれ、平成28年度に策定された「第5期長沼町総合振興計画後期基本計画」では、学校・家庭・地域が連携した子供の健全育成事業の1つとして、児童館の整備が計画されました。

本整備基本計画書(案)は、子供の居場所づくりや子供同士・保護者同士の交流の

場、子供たちの活動を支援する長沼町民の交流の場など、長沼町の子供たちの育ちを支援する拠点施設となる児童館の施設整備の基本方針、施設の機能・規模など、施設の基本的な枠組みを定めるものです。

2 基本的事項

(1) 児童館の位置付け

児童館は、「第5期長沼町総合振興計画」に基づき、発達段階や子供の状況に応じて、児童が健全に過ごせる居場所や安心・安全に過ごせる活動拠点として整備します。

(2) 児童館建設概要

① 建設予定候補地

長沼町南町2丁目3番地内

(長沼町総合保健福祉センターと中央長沼保育園の間)

② 建設予定構造

木造平屋建て(延床面積 約990㎡程度)

③ 計画事業費

約3億5千万円(備品等は除く)

④ 建設予定年度

平成30年度

⑤ 供用開始予定年度

平成31年度

(3) 利用対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

3 現状と課題

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設」ですが、本町にその施設は整備されていません。

昭和44年に建設された長沼町青少年会館は、青少年の健全育成と情操のかん養に資する施設として広く活用されてきましたが、築46年が経過し、老朽化も著しく、子供たちの安心・安全を確保することが困難な状況にあります。

また、現在の建築面積は453㎡であることから、多様化するニーズに対応することが困難になっています。

今後は、子供たちにとって安心・安全で過ごしやすい居場所、生活の場としての機能を持つ施設を整備することが必要です。

第2章 施設のめざす姿

1 基本コンセプト

児童館は、「長沼町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標「子どもの健やかな育ちを応援するまち」「安心して生み健やかに育てられるまち」「子どもと子育てを地域が応援するまち」「子育てと仕事の両立支援と男女共同参画」を実現するものとして、基本コンセプトを次のとおり定めます。

- ・子供たちが安心して自由に遊び、生活することができる場
- ・子供同士、保護者同士の交流の場
- ・子育て支援の場
- ・子供たちの活動を支援する町民の拠点としての場

長沼町児童館は、次代を担う子供たちが、本町の豊かな自然を生かしながら、多くの人々との交流や様々な創作活動、体験活動を通して、本来持っている「自ら生きる力」を伸ばし、他者との違いを理解し「共に生きる力」を育むことができる機会と場を提供する施設とします。

また、保護者同士が触れ合うことのできる場として、町民が参加・参画した中で子供の育ちを応援する拠点施設をめざします。

2 基本的な考え方

基本コンセプトを具現化するために、次の4つの考え方を重視し、町民にサービスを提供します。

(1) 子供たちが安心して自由に遊び、生活することができる場

子供たちが伸び伸びと遊ぶことができる環境を整え、子供たちの創意工夫によって生活できるような場を提供します。

(2) 子供同士、保護者同士の交流の場

子供たちが、異年齢の仲間と遊ぶことができる場として、また、保護者が子育てに関する相談や情報交換ができる場としての環境を整え、新しい仲間ができる交流の場を提供します。

(3) 子育て支援の場

子育て情報を提供するとともに、関係機関と連携しながら、子育てに関する相談や援助ができる場を提供します。

(4) 子供たちの活動を支援する町民の拠点としての場

ボランティアをはじめ多くの町民が子供たちと積極的に関われる場を提供します。

3 基本方針

(1) 運営の基本方針

- ① 町民と行政の協働による事業運営を目指します。
 - ・ 町民に親しまれる魅力ある施設とするために、町民が事業やプログラムに参画できる事業運営を目指します。
 - ・ 社会貢献に関心のある町民が、子供の育ちを応援する活動を通して生きがいややりがいを感じられる場の提供を目指します。
- ② 子育て支援センターや民間団体と連携した運営を目指します。

子育てや児童育成の専門機関や民間団体などと連携することにより、専門性の高い事業やプログラムの実施を目指します。
- ③ 町民総掛かりの子育てを応援します。

町内で子育て支援活動を行う団体への支援を行うとともに、町民と連携した事業の実施を目指します。
- ④ 長沼町の豊かな自然との触れ合いの中で多様な体験ができるような運営を目指します。
- ⑤ 子供の遊び・生活の援助や子育て支援等を適切に行うため、職員の資質の向上に努めるとともに、担当を超えた職員間の連携体制による運営を目指します。

(2) 施設設備の基本方針

- ① 子供たちが安心して元気に遊び、生活することができる安全な施設を提供します。
- ② 異年齢の様々な個性を持つ子供たちが楽しく過ごすことができるよう、空間(部屋)づくりに配慮します。
- ③ 各種プログラムや多様なニーズに対応できる空間づくりを行い、町民総掛かりで子供と関わるができる施設を目指します。
- ④ 開放的で利用しやすいぬくもりのある空間づくりを目指します。
- ⑤ 隣接する公共施設と容易に相互補完できるよう、また、屋外の活動や周囲の自然環境に配慮した施設設備を整備します。

4 各ゾーンの構成と機能

施設整備の基本方針に基づき、事業的ゾーン、共有ゾーン、管理ゾーン、屋外ゾーンの4つで構成します。なお、ゾーンについては、各室に求める機能を元に区分したものです。

(1) 各ゾーンの区分

① 事業的ゾーン

遊戯室、集会室、創作活動室、文化活動室、図書コーナー、相談室、放課後児童クラブ室、子育て支援センター

② 共有ゾーン

風除室、下足コーナー、ホール、廊下、男女別トイレ、多目的トイレ、器具・収蔵庫等

③ 管理ゾーン

事務室、静養室、給湯室、洗濯室、機械室

④ 屋外ゾーン

子供広場（総合公園を利用）、駐輪場、駐車場

(2) 各ゾーンの機能

① 事業的ゾーン

各室名	室の整備方針・用途
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール遊びが可能な広さと高さ ・一輪車の使用が可能な仕様 ・壁にボルダリングを設置 ・遊具などを収納する器具庫の設置（一輪車の専用収納棚等設置）
集会室	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな遊びや活動が可能なスペース ・室内の様子が随時確認できる仕様 ・地域活動を行う団体やボランティアの活動・交流の場としても活用
創作活動室	<ul style="list-style-type: none"> ・工作体験活動や親子で創作活動を行うスペース ・創作活動に必要な設備(手洗い場等)や収納スペースの設置 ・必要時には作品展示が可能となる仕様
文化活動室 (収蔵庫含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・吹奏楽活動やダンス、映画上映などに対応し、遮音性に配慮 ・楽器等収蔵庫の設置 ・開閉式鏡(ダンス用)の設置
図書コーナー (ホールと一体化)	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代が楽しむことができる書架(図書)を設置し、多目的に利用できる広いスペース ・児童が読書や課題に取り組めるスペース ・読み聞かせを行う場としても使用が可能なスペース
相談室（2室）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシーが確保された独立した部屋で、子育てに関する相談などに対応 ・適応指導教室としての機能も併用
放課後児童クラブ室（3室）	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等保育に欠ける児童を支援するスペース ・おやつや行事食用キッチンの設置 ・ランドセル等の収納庫の設置
子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児が思い切り身体を動かして遊べるスペースを併設し、親子で楽しめる空間 ・床はクッション性のあるものを使用 ・物品庫、授乳室、給湯室、午睡室、オムツ替えスペース等の設置

② 共有ゾーン

室	室の整備方針・用途
風除室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室から様子が確認できる等の安全面の配慮 ・適応指導教室利用児童生徒に配慮した玄関（裏口） ・足洗い場の設置（玄関外）
下足コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑を緩和できるスペース ・長靴に対応した仕様
ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・作品展示やイベントの告知、行政情報の掲示 ・開放されたスペースで、来館者が休息できるエリア ・図書コーナーと一体的に使用（遮音性に配慮）
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・作品展示等が可能 ・児童クラブ室前はコート掛けを設置 ・水飲み場の設置
男女別トイレ、多目的トイレ(シャワー室含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレに幼児用トイレ、障害者用トイレ、シャワー室、更衣室等の設置

③ 管理ゾーン

室	室の整備方針・用途
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員が受付、総合的な事務処理を行う場 ・玄関横に設置（半オープンにする）
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童等の発熱、ケガ等に対応するスペース
給湯室	
洗濯室	
機械室	

④ 屋外ゾーン

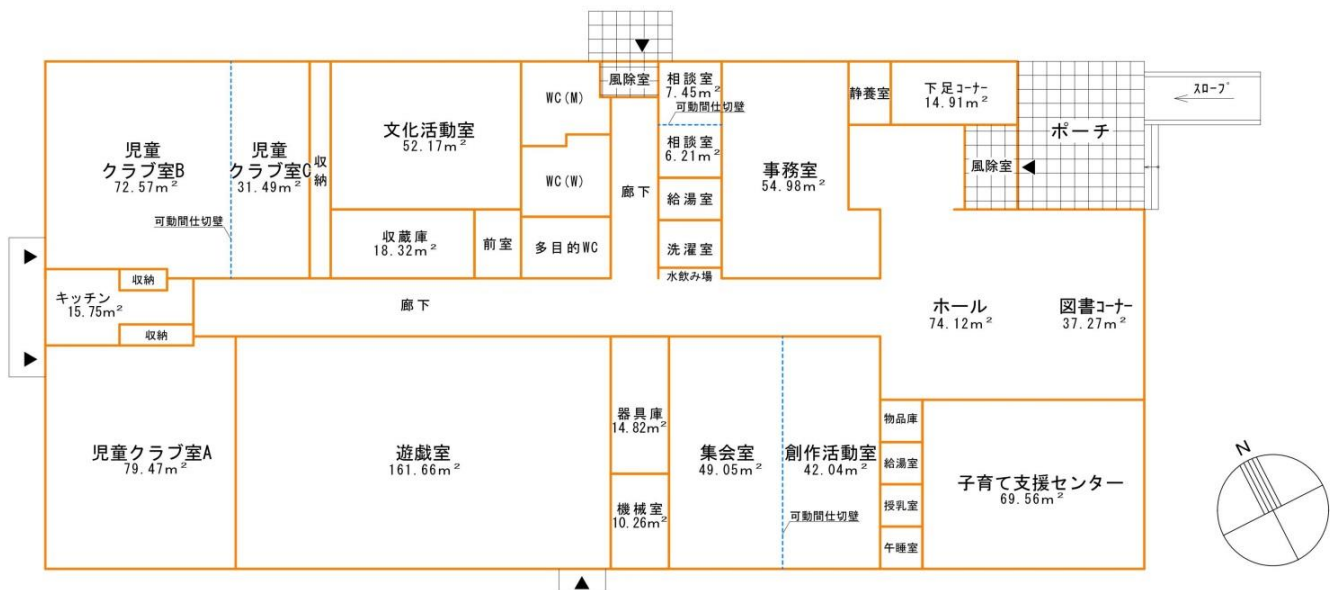
<p>子供広場、駐輪場、駐車場の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全が十分に確保されるよう配慮 ・雨天にも対応できるよう屋根付き駐輪場（ベビーカーも可能） ・子供広場は総合公園を利用し、駐車場は総合保健福祉センターと兼用
--

5 長沼町児童館整備計画図

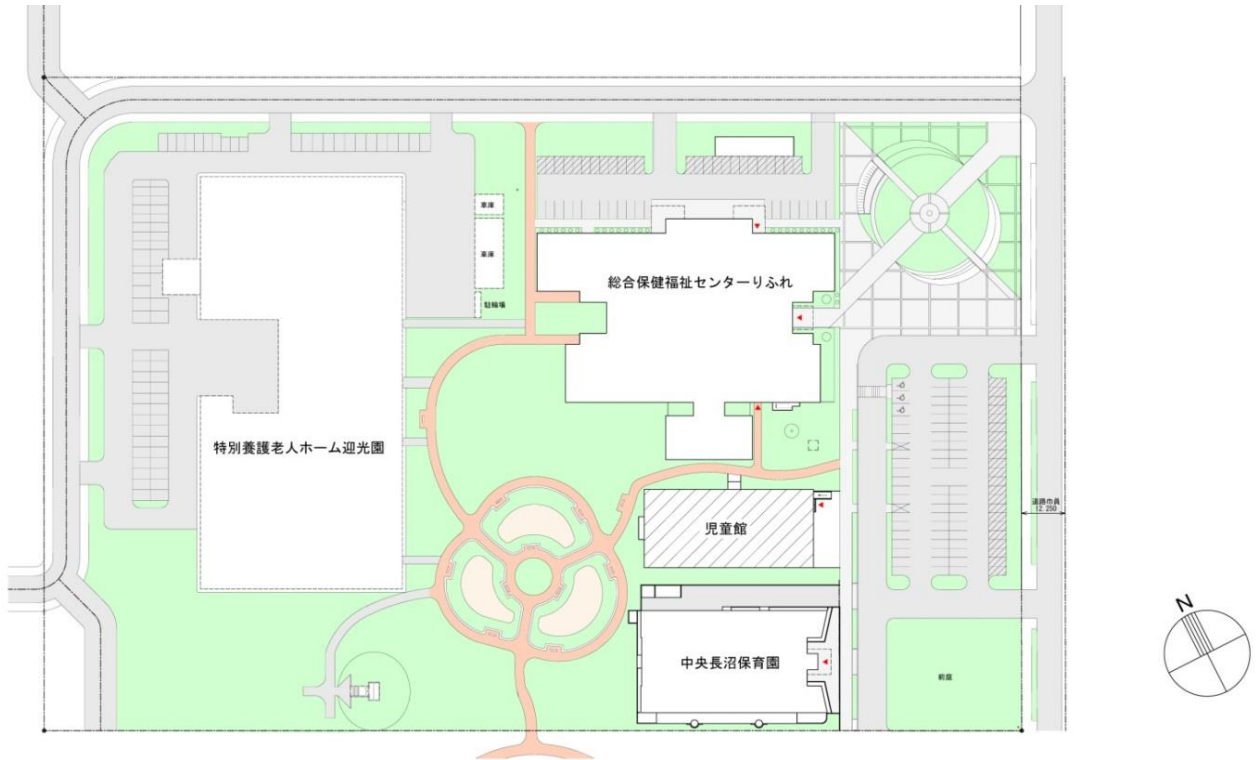
(各室毎の面積表)

各室名		面積
事業的ゾーン	遊戯室 (器具庫含む)	176.48㎡
	集会室	49.05㎡
	創作活動室	42.04㎡
	文化活動室(収蔵庫・前室含む)	76.41㎡
	図書コーナー	37.27㎡
	相談室2室	13.66㎡
	放課後児童クラブ室3室 (収納・キッチン含む)	212.54㎡
	子育て支援センター(物品庫・給湯室・授乳室・午睡室含む)	82.80㎡
共有ゾーン	風除室	12.11㎡
	下足コーナー	14.91㎡
	ホール	74.12㎡
	廊下(水飲み場含む)	91.17㎡
	男女別トイレ・多目的トイレ	35.37㎡
ゾーン管理	事務室 (静養室・給湯室・洗濯室含む)	70.51㎡
	機械室	10.26㎡
合計		998.70㎡

(平面図)



(配置図～児童館建設予定候補地周辺図)



《隣接する公共施設と相互補完可能な室及び面積》

施設名	室	面積 (㎡)
長沼町総合保健福祉センターりふれ	三世代交流室 (舞台含む)	352
	研修室 (A)	94
	研修室 (B)	70
	調理実習室 (準備室含む)	74
	ふれあいホール	480

6 供用開始までのスケジュール

時期	事業内容
H28年度	整備基本計画の策定 パブリックコメント (意見募集) 基本設計の作成
H29年度	実施設計業務委託契約 開発許可、建築確認申請
H30年度	本体建物建設工事 備品等購入
H31年4月	供用開始

【参考資料】

(1) 長沼町の人口・出生数の推移(資料：住民基本台帳)

単位：人、‰

	総人口 A	出生数			出生率 B/A×1,000
		総数 B	男	女	
平成 22 年	12,002	79	44	35	6. 6
平成 23 年	11,833	75	34	41	6. 3
平成 24 年	11,775	68	35	33	5. 8
平成 25 年	11,655	82	46	36	7. 0
平成 26 年	11,489	54	25	29	4. 7
平成 27 年	11,345	45	18	27	4. 0

※各年 12 月末現在

(2) 児童人口の推移と推計(資料：長沼町子ども・子育て支援事業計画)

単位：人

	0 歳～5 歳	6 歳～11 歳	12 歳～17 歳	総 数
平成 22 年	485	535	687	1,707
平成 23 年	506	507	683	1,696
平成 24 年	501	491	655	1,647
平成 25 年	485	496	619	1,600
平成 26 年	633	538	626	1,797
平成 27 年	631	569	626	1,826
平成 28 年	613	553	601	1,767
平成 29 年	604	521	606	1,731
平成 30 年	598	504	586	1,688
平成 31 年	577	513	553	1,643

※平成 22～25 年までは各年 3 月末日現在、平成 26 年度以降は 4 月 1 日現在の人口

(3) 各児童クラブ登録者数の推移

単位：人

	中央長沼 第 1 (定員 64 人) 第 2 (定員 25 人)		北長沼 (定員 25 人)		南長沼 (定員 25 人)		舞鶴 (定員 20 人)		西長沼 (定員 25 人)		合計
	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	登録数
	平成 22 年度	384	49	52	20	59	16	16	14	22	17
平成 23 年度	378	41	48	16	44	21	16	15	20	16	109
平成 24 年度	359	59	45	16	46	23	16	16	24	22	136
平成 25 年度	358	64	49	15	47	20	15	15	21	16	130
平成 26 年度	362	第 1 59	57	16	47	17	16	16	22	16	140
平成 27 年度		第 2 16									
平成 27 年度	370	第 1 50	52	13	47	18	15	15	19	15	136
		第 2 25									

※児童数は各年度 5 月 1 日現在 (児童クラブ登録数は各年度内最大登録人数を記載)

(4) 児童館の種類

区分	小型児童館	児童センター		大型児童館		
		児童センター	大型児童センター	A型児童館	B型児童館	C型児童館 (こどもの城)
職員	児童厚生員 2名以上 (児童クラブ支援員)	児童厚生員 2名以上 体力増進指導者 (児童クラブ支援員)	児童厚生員 2名以上 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員2名以上		
面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	1,500㎡以上	
設備	集会室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備。必要に応じ、相談室、創作活動室及び静養室、(児童クラブ)等		十 年長児童用設備 (例えば、スタジオ、トレーニング室、小ホール等) ・屋外に体力増進指導を実施する為の適当な広場が必要	+ 研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等	+ 児童館設備、宿泊室、食堂、浴室、キヤンプ設備 必要に応じ、移動児童館車両	劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等
機能	・児童の集団及び個別指導の実施 ・母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成 ・子育て家庭の支援 ・その他、地域の児童の健全育成に必要な活動	+ ・遊びを通して、運動に親しむ習慣を形成 ・体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図る	+ ・音楽、映像、造形表現、スポーツ等の活動を通して、年長児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図る	公共性及び永続性を有するものであって、設備及び運営は、それぞれ対象地域の範囲、特性及び対象児童の実態等に相応したもの		
対象児童	全ての児童	+ 運動不足、運動嫌い等により体力が落ちている幼児及び学童を優先	+ 年長児童を優先	全ての児童		

※児童館の設置運営要綱(厚生労働省厚生事務次官通知)